

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)
(抄)

○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）

改 正 案

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）	物質	(1) アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六のもの及びその混合物に限る。）	物質
重量パーセントを超えるものに限る。（エトキシ化タローアミン（濃度が九十五）	係数	一、〇〇〇	一、〇〇〇

二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）	物質	(1) 鹽	物質
重量パーセントを超えるものに限る。（アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）	係数	一、一	一、一

現 行

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(1) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五）	物質	(1) 鹽	物質
重量パーセントを超えるものに限る。（エトキシ化タローアミン（濃度が九十五）	係数	一、〇〇〇	一、〇〇〇

二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）	物質	(1) 鹽	物質
アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）	係数	一、一	一、一

混合物(ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。)ノント以下に限る。										ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以上に限る。	
(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)
ドリ	送は洋	超ン及	五ノ	及	上	。直鎖	ア	三一	ント以	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以上に限る。	(5)
Nの	の有	環境	一重	ン一	臭化	脂肪族	アルキ	三・五	重量パ	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(6)
オリ	害で	保全	量の混	ント未	ナトリウム	アルコール	カルコール	一四	セント以上	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(7)
メキ	れるも	の保	フム核	満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	ヒドロキシフェニル	八十九重	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(8)
オル	エレ	らの見	脂防酸	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	エニル	量パ	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(9)
アル	レフ	地から	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	プロピオン酸	セント以上	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(10)
アニ	スル	有害な	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	八十九重	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(11)
リ	イ	いの見	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	量パ	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(12)
イミ	ン	地から	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	セント以上	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(13)
ミ	ン	有害な	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	八十九重	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(14)
ミ	ン	いの見	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	量パ	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(15)
カ	ミ	地から	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	セント以上	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(16)
ジ	ミ	有害な	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	八十九重	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(17)
シ	ミ	いの見	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	量パ	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(18)
ス	ミ	地から	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	セント以上	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	(19)
ミ	ミ	有害な	アルコ	ト未満のもの	溶液(濃度が五十重量パ	アルコール	アルコール	アルキルエステル	八十九重	ジシクロペントタジエン及びその二量体のジシクロペントタジエンの濃度が八割以下に限る。	

上のも及びセシウム溶液混合物に限る。)												
(6)												
る ら 令 別 表 第 一 第三号口の規定に基づき海洋環境 は、有害であるものとして、環境 次 の表 の上 欄に掲 げると おりとし 、環 境 の保 全 の見 地 令 別 表 大 臣 が指 定す か	(18) ドリ Nのポ オリ メキオ チシレ ルスフ アルイ ニフン リリン イドモ リブデ ンアル ケンミ 錯アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(17) 送は洋 有環 オリ 害境 りるジ 一重 量の 混フ 合エ 核ラ アルジ 未満の ものも の溶 液(濃度 が五十 重量パ ル)	(16) 超ン及 有環 りれ害 境ジソ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(15) 送は洋 超ン及 えタび 害境 ジソ・ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(14) 送は洋 超ン及 えタび 害境 ジソ・ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(13) 送は洋 超ン及 えタび 害境 ジソ・ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(12) 送は洋 超ン及 えタび 害境 ジソ・ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(11) 送は洋 超ン及 えタび 害境 ジソ・ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(10) 送は洋 超ン及 えタび 害境 ジソ・ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(9) 送は洋 超ン及 えタび 害境 ジソ・ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(8) 送は洋 超ン及 えタび 害境 ジソ・ のエも でのエ 保レも の全 のい の物 限質 見の 地ほ と地 アミ モリ ブデ ンアル ケンミ はく アミ 体イミ ジヤトロ フア油 溶(濃度 が五十 重量パ ル)	(7) 七 カル 九 ま の 及 そ の 混 物 に 限 る が 酸 ル

二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(4) (3)(2)(1) パ 二 酸 化 け い 素 二 炭 酸 水 素 未 満 の も の に 限 る。)	物 質	四 令別表第一の二第十三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次 の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づ き環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞ れ同表の下欄に掲げるとおりとする。	(1) 塩化アンモニウム溶液(濃度が二十五重量 パーセント未満のものに限る。) (2) 酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセント以下 のものに限る。(プロピオン酸の濃度が十 重量パーセント以下のものであって、ギ 酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセ ント以下のもに限る。)	物 質
○ ○○○	数	○ ○○○	○ ○○○	数

(3)(2)(1) パ 二 炭 酸 水 素 未 満 の も の に 限 る。)	物 質	四 令別表第一の二第十三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次 の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づ き環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞ れ同表の下欄に掲げるとおりとする。	(1) 塩化アンモニウム溶液(濃度が二十五重量 パーセント未満のものに限る。) (2) 酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセント以下 のものに限る。(プロピオン酸の濃度が十 重量パーセント以下のものであって、ギ 酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセ ント以下のもに限る。)	物 質
○○○	数	○○○	○○○	数

二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。